

令和7年 11 月 5 日

関係学会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

令和7年度 地域医療基盤総合推進調査事業
『美容医療の適切な実施に係る公的報告制度』の
検討に向けた美容医療の実態調査
ご協力のお願い

拝啓 貴学会におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省では、美容医療を提供されている医療機関を対象とした実態調査を実施いたします。本調査は、美容医療に関する網羅的な情報を収集し、今後の報告・公表制度の検討に資する基礎資料を得ることを目的としております。

近年、美容医療に関する施術後の有害事象や契約金トラブル等が社会的関心を集めており、医療の安全性・信頼性確保に向けた制度整備が求められております。

このような背景のもと、厚生労働省では「美容医療の適切な実施に関する検討会」を開催し、その報告書において、美容医療を提供する医療機関の報告・公表制度の導入等が対応策として取りまとめられました。この報告制度の施行に向けて、現在、我が国で美容医療を提供する医療機関の実態把握を進めているところです。

本調査結果は、法令に基づく報告・公表制度の設計や必要な対応方針の検討に活用される予定です。十分な回答数が得られなかった場合には、報告・公表の対象や項目の範囲をより広く設定せざるを得ない可能性もございます。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴学会におかれましても、本調査の趣旨をご理解いただき、会員の皆さまへの周知等にご協力賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

なお、調査票は貴学会に所属するすべての会員施設に送付されるものではございません。また、ご回答いただいた内容は、統計的に処理し、個別の医療機関名が公表されることは一切ございません。

本調査は PwC コンサルティング合同会社が調査を実施しております。ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

敬具

【連絡先】

「『美容医療の適切な実施に係る公的報告制度』の検討に向けた美容医療の実態調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

【調査へのお問合せ先】

jp_cons_biyouryou_chousa_office@pwc.com

別添

1. 事業名: 美容医療の適切な実施に係る公的報告制度実施のための医療機関調査
2. 実施者: PwC コンサルティング合同会社
3. 調査期間: 令和7年11月18日(火)～12月26日(金)
4. 調査対象: 美容医療を実施している約3,800施設
5. 調査内容: 医療施設の基礎情報、診療提供体制、美容医療の実施状況・方法、安全管理体制、質の担保に係る取組等、について

以上